

建設工事の入札に係る最低制限価格算定式の見直しについて

南但広域行政事務組合では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式の改正等を踏まえ、最低制限価格の算定式を次のとおり見直します。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ることを目的とします。

2 公表内容

建設工事の入札に係る最低制限価格算定式を見直したので、公表します。

対象工事は、予定価格130万円を超える建設工事です。

見直し前（令和4年10月1日時点）	見直し後（令和5年4月1日以降）
<p>① 予定価格算出の基礎となった $\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$ ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9.2/10 を超える場合は、9.2/10 とする。 ・7.5/10 に満たない場合は、7.5/10 とする。 <p>② 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲内</p>	<p>① 予定価格算出の基礎となった $\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$ ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9.2/10 を超える場合は、9.2/10 とする。 ・7.5/10 に満たない場合は、7.5/10 とする。 <p>② 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲内</p>
<p>※最低制限価格の算定に係る端数処理については次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計額（税抜）が 3,000 万円未満の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 1 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 10,111,250 円となった場合は、1,250 円を切り捨てる。 ・実施設計額（税抜）が 3,000 万円以上 1 億円未満の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 10 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 50,515,300 円となった場合は、15,300 円を切り捨てる。 ・実施設計額（税抜）が 1 億円以上の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 100 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 125,678,350円となった場合は、678,350円を切り捨てる。 	<p>※最低制限価格の算定に係る端数処理については次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計額（税抜）が 3,000 万円未満の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 1 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 10,111,250 円となった場合は、1,250 円を切り捨てる。 ・実施設計額（税抜）が 3,000 万円以上 1 億円未満の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 10 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 50,515,300 円となった場合は、15,300 円を切り捨てる。 ・実施設計額（税抜）が 1 億円以上の場合は、算定後の最低制限価格（税抜）の 100 万円未満を切捨て (例) 算定後の最低制限価格（税抜）が 125,678,350円となった場合は、678,350円を切り捨てる。

3 実施時期

令和5年4月1日以降に入札公告・入札通知を行う建設工事から適用します。